

# 群馬県適正化通信 NO. 103(平成29年3月号)

## 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 一般的な指導及び監督の指針」について

みだしのことにつきましては、適正化通信 NO. 99 において改正内容をお知らせしましたが、いよいよ本年3月12日から実施されます。事業者や管理者の方は、配布済みの「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を熟読し、告示12項目について、運転者の理解を深める指導及び監督の実施をお願いします。(運転者が指導の内容を理解しているかを確認することが重要です。)

併せて、初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間についても改正されます。告示12項目を座学及び実車を用いることにより、15時間以上の実施及び実技の20時間以上の実施をお願いします。

### ● 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針

平成13年8月20日 国土交通省告示第1366号

#### 第1章 一般的な指導及び監督の指針

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成29年3月1日2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第10条第1項の規定に基づき、1に掲げる目的を達成するため、2に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ、貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車(以下単に「事業用自動車」という。)の運転者に対する指導及び監督を毎年実施し、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存するものとする。

#### 1 目的

事業用自動車の運転者は、大型の自動車を運転したり、多様な地理的、気象的状况の下で運転したりすることから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求される。このため、貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成する必要がある。そこで、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的とする。

2～3については、配布済みの実施マニュアルを参照して下さい。

※ 裏面に改正された内容の教育記録簿と年間教育計画(2例分)を添付しましたから活用して下さい。

注: 本年4月1日から車両総重量7トン以上または最大積載量4トン以上の事業用トラックの全てに運行記録計の装着が義務付けされます。自社における該当車輛について、装着洩れのないよう確認をお願いします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

# 平成〇〇年度年間教育計画（例1）

項目 月	教育内容
●月	<u>トラックを運転する場合の心構え</u>
●月	<u>トラックの運行の安全を確保するための基本的事項 (日常点検に関する事項(実車使用))</u>
●月	<u>トラックの構造上の特性 (車高・視野・死角・内輪差・制動距離等に関する事項(実車使用))</u>
●月	<u>貨物の正しい積載方法 (貨物の積載方法・固縛方法に関する事項(実車使用))</u>
●月	<u>過積載の危険性</u>
●月	<u>危険物を運搬する場合の留意事項 酒酔い運転・酒気帯び運転・過労運転・薬物等使用運転の防止</u>
●月	<u>適切な運行の経路および当該経路における道路及び交通の状況</u>
●月	<u>危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法</u>
●月	<u>運転者の運転適性に応じた安全運転</u>
●月	<u>交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因およびこれらへの 対処方法</u>
●月	<u>健康管理の重要性</u>
●月	<u>安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転 方法 過積載運転・救護義務違反・最高速度違反・無免許運転・無資格運転の 防止</u>

○ 上記のうち、赤色下線の項目は、全運転者に対して毎年くり返し教育を実施することが義務付けられています。

事業者ごとのペースで構いませんので、教育計画の作成と、計画に基づく指導・監督の実施をお願いいたします。（例・・・年1回、半年1回、四半期1回、2か月1回 等）

# 平成〇〇年度年間教育計画（例2）

項目 月	教育内容
●月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>トラックを運転する場合の心構え</u></li> <li>・ <u>トラックの運行の安全を確保するための基本的事項（日常点検に関する事項（実車使用））</u></li> <li>・ <u>トラックの構造上の特性（車高・視野・死角・内輪差・制動距離等に関する事項（実車使用））</u></li> </ul>
●月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>貨物の正しい積載方法（貨物の積載方法・固縛方法に関する事項（実車使用））</u></li> <li>・ <u>過積載の危険性</u></li> <li>・ <u>危険物を運搬する場合の留意事項</u></li> </ul>
●月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>適切な運行の経路および当該経路における道路及び交通の状況</u></li> <li>・ <u>危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法</u></li> <li>・ <u>運転者の運転適性に応じた安全運転</u></li> </ul>
●月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因およびこれらへの対処方法</u></li> <li>・ <u>健康管理の重要性</u></li> <li>・ <u>安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法</u></li> <li>・ <u>悪質違反の防止（酒酔い・酒気帯び・過労・薬物等・過積載・救護義務違反・最高速度違反・無免許・無資格運転の防止）</u></li> </ul>

○ 上記のうち、赤色下線の項目は、全運転者に対して毎年くり返し教育を実施することが義務付けられています。

事業者ごとのペースで構いませんので、教育計画の作成と、計画に基づく指導・監督の実施をお願いいたします。（例・・・年1回、半年1回、四半期1回、2か月1回 等）